

固定資産税・都市計画税減免にかかる同意書

地方税法第10条及び民法第441条本文の規定により、連帯納税義務者の一人に対して行われた固定資産税の減免は、原則として他の連帯納税義務者に対して効力を生じないとされておりますが、民法第441条ただし書の規定により、令和3年度固定資産税の減免の効力を適用されたいので申し立てます。

藤井寺市長 様

減免を受けた連帯納税義務者

減免事由に該当し、申請をされる方

住所 藤井寺市岡1丁目1-1

氏名 藤井寺 一太郎

令和3年 月 日

申立人

共有者の方、法定相続人の方等

住所 藤井寺市岡1丁目1-2

氏名 藤井寺 二太郎

電話番号 072-939-1111

住所 藤井寺市沢田1丁目1-1

氏名 藤井寺 参太郎

電話番号 090-939-1111

住所

氏名

電話番号

民法改正に伴う連帯債務者への課税について

共有者に対する地方税は、納税者が連帯して納付する義務を負い、連帯債務者の 1 人に対して行った債務の免除は、他の連帯債務者に対してもその効力を生じるとされてきました。

2020 年(令和 2 年)4 月 1 日に民法の一部が改正され、連帯債務者の 1 人について、生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じないことになりました。

その為、2021 年度(令和 3 年度)から共有者の内の 1 人が固定資産税・都市計画税の減免を受けたとしても、他の共有者に減免の効力は及ばず課税されます。

※ただし、「固定資産税・都市計画税 減免にかかる申立書」を連帯納税義務者の方々の同意のうえで提出された際は、当該共有者の方に対して減免の効力が及ぶことがあります。

【改正民法 441 条】

第 438 条、第 439 条第 1 項及び禅譲に規定する場合を除き、連帯債務者の 1 人について、生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び他の連帯債務者の 1 人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。